

被保険者数が51人以上の企業等の

事業主のみなさまへ

令和6年10月から

パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（現在は被保険者数101人以上の企業等：「特定適用事業所」と言います。）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込がある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

○厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることを見込まれる企業等のことです。

※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。

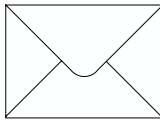
届出のご案内・書類作成スケジュール

令和6年10月以降、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等は適用拡大の対象事業所となるため、加入対象となる短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」等の提出が必要です。新たに適用拡大の対象となることを見込まれる事業所に、令和6年9月上旬までに「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付する予定です。

適用拡大の対象となる従業員についての届書の準備、社内周知・従業員への説明等の期間が必要となりますので、早めの準備をお願いします。

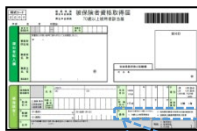
通知でお知らせ

令和6年9月上旬まで



日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを見込まれる事業所に、お知らせを送付します。

届出準備・作成



備考	該当する項目を○で囲んでください。
1. 70歳以上被用者該当	
2. 二以上事業所勤務者の取得	
3. 短時間労働者の取得（特定適用事業所等）	○
4. 退職後の継続再雇用者の取得	
5. その他（ ）	

加入対象となる短時間労働者の資格取得届を準備します。

届出の提出



該当日の5日以内に届出を提出。
※短時間で効率的に届出できる電子申請をご利用ください。

「社会保険の適用拡大」に向けて早めの準備をお願いします。

詳しくは、「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？ 手引き」をご覧ください



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>





社会保険の手続きは電子申請をご利用ください

健康保険・厚生年金保険に関する社会保険手続きは、インターネットを利用して申請・届出をすることができます。

● 電子申請可能な主な届書

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届
・国民年金第3号被保険者関係届

● 電子申請のメリット



いつでもどこでも申請可能
オンラインで24時間365日申請ができます



処理が早い
例えば健康保険被保険者証は、紙で申請するより
3~4日早く届きます



コスト削減
郵送費・交通費の削減ができます



安全なネットワーク
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています

詳しくは [日本年金機構ホームページ](https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html)をご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請

検索



令和6年10月の適用拡大に向けて社会保険労務士等の専門家がサポートします

専門家活用支援事業

事業主・従業員のみなさまへのご説明のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、無料で派遣します。

適用拡大
に向けた準備
の検討

従業員への
説明
サポート

手続きに
関する
アドバイス

お申し込み方法

STEP1

まずは管轄の年金事務所にお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



STEP2

後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所にご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

